

風しんの追加的対策について

【概要】

厚生労働省は、平成 30 年の風しんの流行を受け、抗体保有率が低い世代（昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれ）の男性を対象に風しんの抗体検査と風しんの定期接種（風しんの第 5 期の定期接種）を行うことにしました。

この対策は、2022 年 3 月 31 日までの 3 年間の時限措置です。

【追加的対策の主なポイント】

抗体保有率が低い昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性に対し、

①ワクチンの効率的な活用のため、まずは風しん抗体検査を受けていただくこととし、全国で原則無料で実施。

②予防接種法に基づく定期接種の対象とし、全国で原則無料で定期接種を実施。

（定期接種は、抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体価がないことが判明した者に対して風しんの第 5 期の定期接種を行う。）

【実施方法】

川口市は、令和元年度にクーポン券を発行していないかたや既にクーポン券をお持ちでも検査または予防接種の履歴のないかたに令和 2 年 3 月末にクーポン券（※）を送付します。

対象者は、まずは本事業に参加している医療機関で抗体検査を受けていただき、検査の結果、抗体価が低いと判定された場合、第 5 期の定期接種を受けることとなります。

※市外へ転出された場合は、川口市発行のクーポン券は使用できません。転出先の市区町村へクーポン券の再発行を依頼するようご案内してください。

【集合契約】

風しんの追加的対策事業の抗体検査と第 5 期定期接種については、各実施医療機関の委任を受けた日本医師会と、各市区町村の委任を受けた全国知事会が集合契約を締結します。

本業務を受託していただける実施医療機関におかれましては、所属する医師会等へ委任状をご提出ください。

また、「集合契約における実施機関の取りまとめ団体」に所属していない医療機関は、市へ委任状を提出することで、本事業へ参加することができます。

（委任状提出後、集合契約に参加できるまでに 2 か月程度時間を要する見込みです。）

<特定健診を受託している医療機関のみなさまへ>

風しんの追加的対策の実施率向上に向けて、自営業のかた等が、特定健診の機会にクーポン券を利用して風しんの抗体検査を受診できる環境を整備するため、集合契約へ参加していただきますようご協力をお願いします。

◆詳しくは、厚生労働省ホームページ「風しんの追加的対策」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kanse/nshou/rubella/index_00001.html

問い合わせ：地域保健センター 電話：048-256-2022